

安全報告書

(自動車運送事業)

令和4年度の結果と令和5年度の計画

運輸安全マネジメントに関する取組状況について

令和5年7月7日
京都市交通局



目 次

1	安全報告書の公表にあたって	1
2	輸送の安全に関する基本的な方針	2
3	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	3
4	令和4年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況	4
	◆事故の発生状況等	
①	有責事故発生状況の推移	5
②	内容別有責事故件数の推移	6
③	車内事故発生状況の推移	7
④	直営・委託先営業所別の有責事故発生状況	8
5	輸送の安全のために講じた措置	9
6	輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	15
7	令和5年度の輸送の安全に関する計画	17
8	輸送の安全のために講じようとする措置	19
9	輸送の安全のための予算	26
10	事故、災害等に関する報告連絡体制	27
11	安全管理規程	29

1 安全報告書の公表にあたって

日頃は、京都市バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、自動車事業における運輸安全マネジメント制度に基づき、市バスの安全運行に関する令和4年度の実組結果と、令和5年度の計画を取りまとめました。

令和4年度の実組結果につきましては、目標に掲げた「重大事故の発生0件」及び「10万km当たりの有責事故件数0.174件を下回る」のうち、「10万km当たりの有責事故件数」については、目標を達成できました。しかし、重大事故については、令和5年3月30日に運転士の安全確認不足による事故を発生させてしまい、目標を達成することができませんでした。

また、令和5年5月26日には、市バス衣笠操車場において乗客の閉じ込め事案を発生させてしまい、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げますとともに、今後、こうした事案を二度と発生させないという強い決意の下、全運転士が緊張感をもって確実に業務に遂行していくよう、再発防止の実組を進めてまいります。

コロナ禍により、お客様数が大きく減少する時期が長く続いておりましたが、本年5月8日、新型コロナウイルス感染症の位置付けが「2類相当」から「5類」へ移行し、コロナ前の状況には及ばないものの市バスを御利用いただく方は大きく増加傾向にあります。

人件費や燃料費の高騰もあり厳しい経営状況にありますが、引き続き、私が先頭に立って経営改善の実組を進め、交通事業者の最大の責務である「安全運行」を全うし、お客様を安心・快適に目的地までお運びできるよう、全職員一丸となって、輸送の安全を追求してまいります。

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸



2 輸送の安全に関する基本的な方針

京都市公営企業管理者交通局長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしていきます。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底してまいります。

交通局は、

- 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。
- 自然災害の発生時には、お客様、市民、職員の安全確保を最優先とし、関係各所と連携して被害軽減を図り、事業継続に努めます。
- 管理の受委託に係る安全対策として、交通局・受託事業者の双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努めます。

6つの安全重点施策

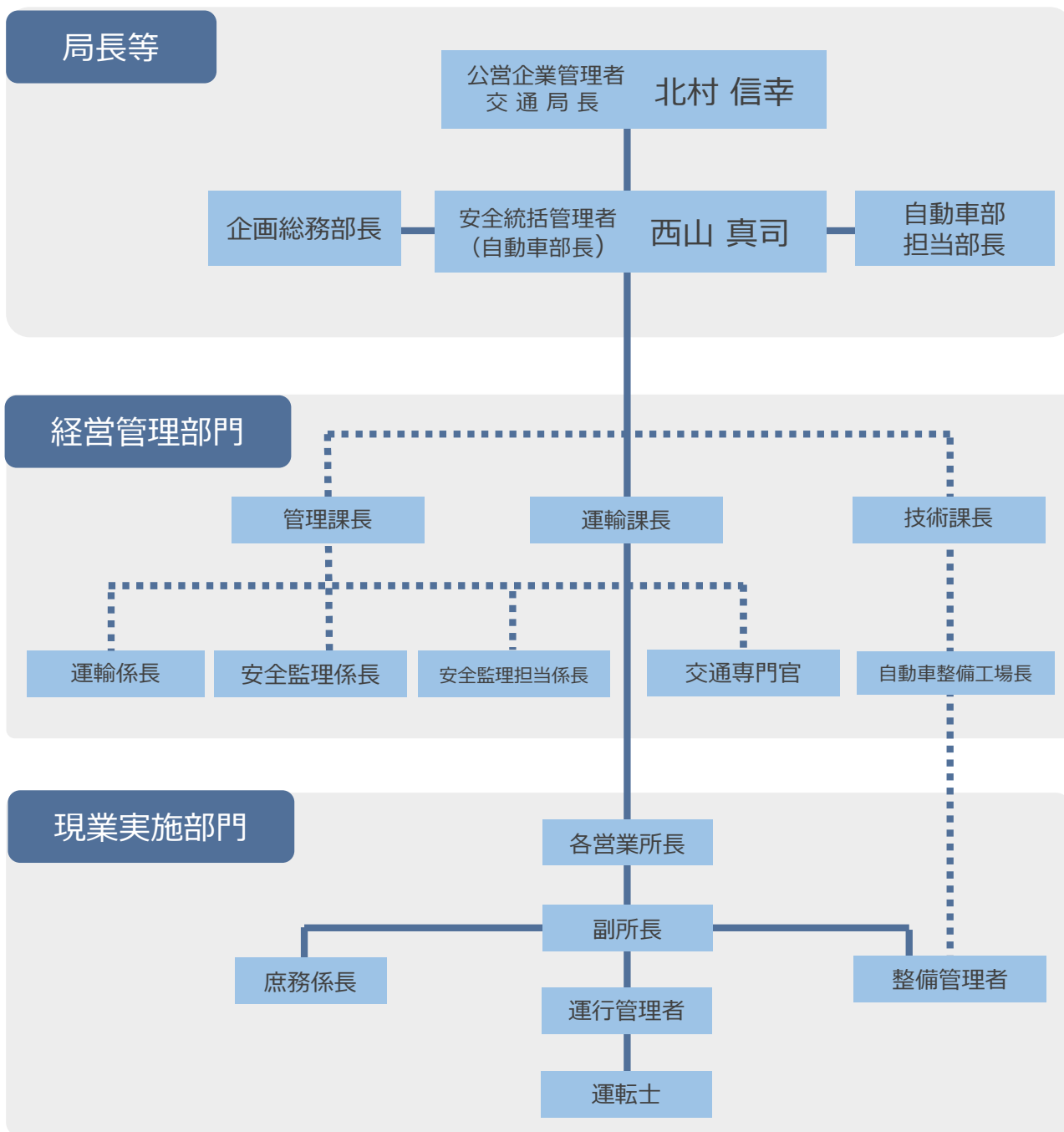
- ① 輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底
- ② 輸送の安全に関する内部監査の実施
- ③ 輸送の安全に関する情報の共有と活用
- ④ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
- ⑤ 事故防止のための啓発活動の推進
- ⑥ 輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

◆自動車運送事業安全マネジメントに係る組織体制

※ 道路運送法に基づき「安全統括管理者」を選任しています。

(令和5年4月1日現在)



— 運輸安全マネジメントの核となる組織体制

■ ■ ■ ■ 必要に応じて行う組織体制

※ 安全統括管理者に事故があるときは、自動車部担当部長がその職務を代理する。

4 令和4年度の輸送の安全に関する目標及びその達成状況

◆安全目標について

目 標

重大事故 0 件

有責事故 走行距離10万km当たり
0.174件以下※

※ 令和3年度の目標値0.186件 × 93.3% 

令和4年3月の運転計画走行距離数 ÷ 令和3年3月の運転計画走行距離数



◆達成状況について

結 果

重大事故 **1 件**

未達成

有責事故 走行距離10万km当たり
0.158件

達成

【重大事故の発生】

令和5年3月30日（木）9号系統（西賀茂営業所所属）が堀川御池南行交差点付近にて、運転士が交差点を信号末期で進入し、停車していた前車に前方の安全確認不足により追突し、多数の方に負傷を負わせる事故を発生させてしまい、重大事故0件の目標の達成には至りませんでした。

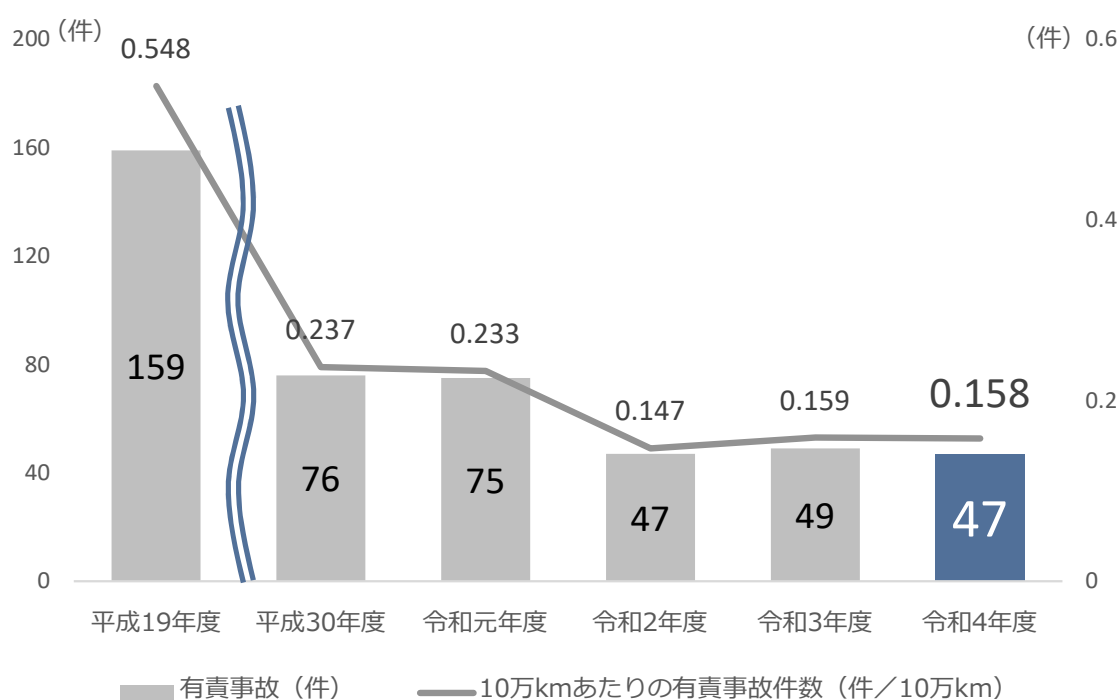
◆ 事故の発生状況等

4-① 有責事故発生状況の推移

令和4年度は、コロナ前の状況には及ばないもののお客様のご利用が増加傾向にある状況の中、全職員が一丸となって安全対策に取り組んできました。しかし、運転士の安全確認不足による重大事故を1件発生させてしまいました。

一方、10万kmあたりの有責事故件数は0.158件に抑えることができ、前年度から横ばいで推移しています。

	目 標		実 績			達成 状況
	重大事故	10万キロ 当たりの 有責事故	重大事故	有責事故	10万キロ 当たりの 有責事故	
平成30年度	0 件	0.238件以下	1 件	76件	0.237件	未達成
令和元年度	0 件	0.237件以下	0 件	75件	0.233件	達成
令和2年度	0 件	0.233件以下	0 件	47件	0.147件	達成
令和3年度	0 件	0.186件以下	1 件	49件	0.159件	未達成
令和4年度	0 件	0.174件以下	1 件	47件	0.158件	未達成



4-② 内容別有責事故件数の推移

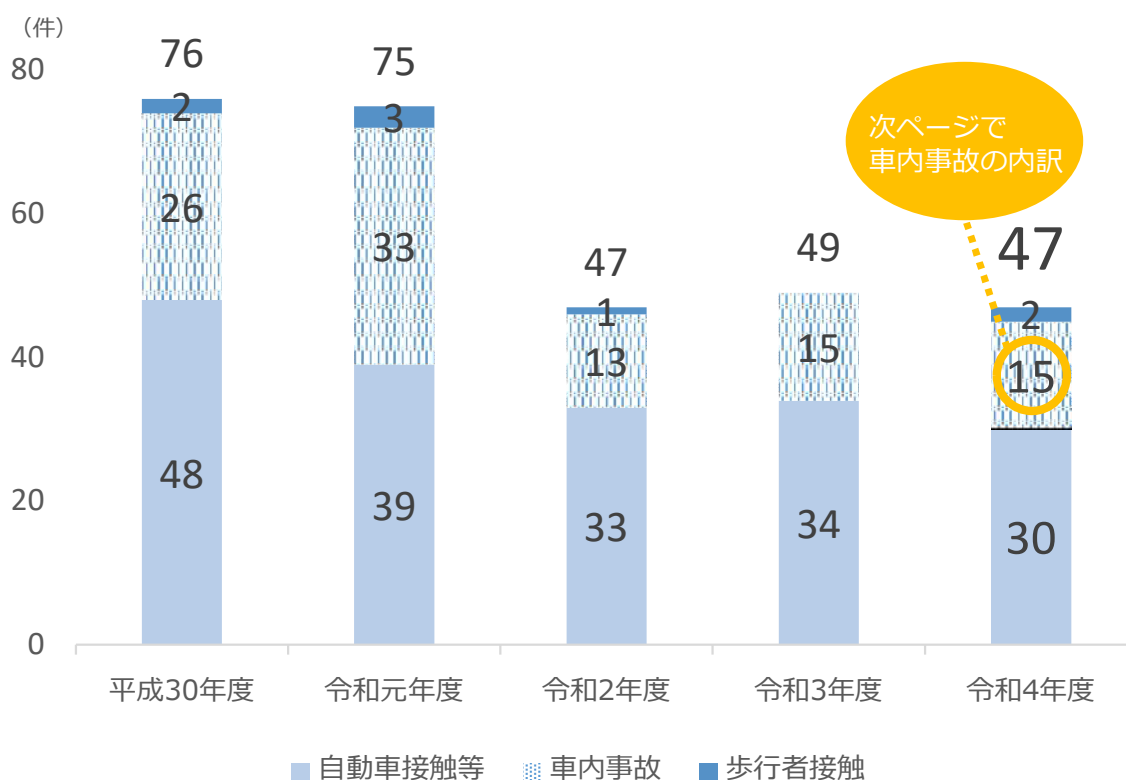
市バスの事故で最も多い形態は、自動車やバイク等との接触事故ですが、令和4年度は30件とコロナ前より低い水準に抑えることができています。また、車内事故についても同様に低い水準に抑えることができました。

一方、令和3年度には発生していなかった歩行者との接触事故が2件発生しており、再発防止を徹底してまいります。

(単位 件)

	自動車接触等	車内事故	歩行者接触等	合計
平成30年度	48	26	2	76
令和元年度	39	33	3	75
令和2年度	33	13	1	47
令和3年度	34	15	0	49
令和4年度	30	15	2	47

※ 上記のほか、車両故障による運行中止が71件ありました。(令和3年度より8件増加)



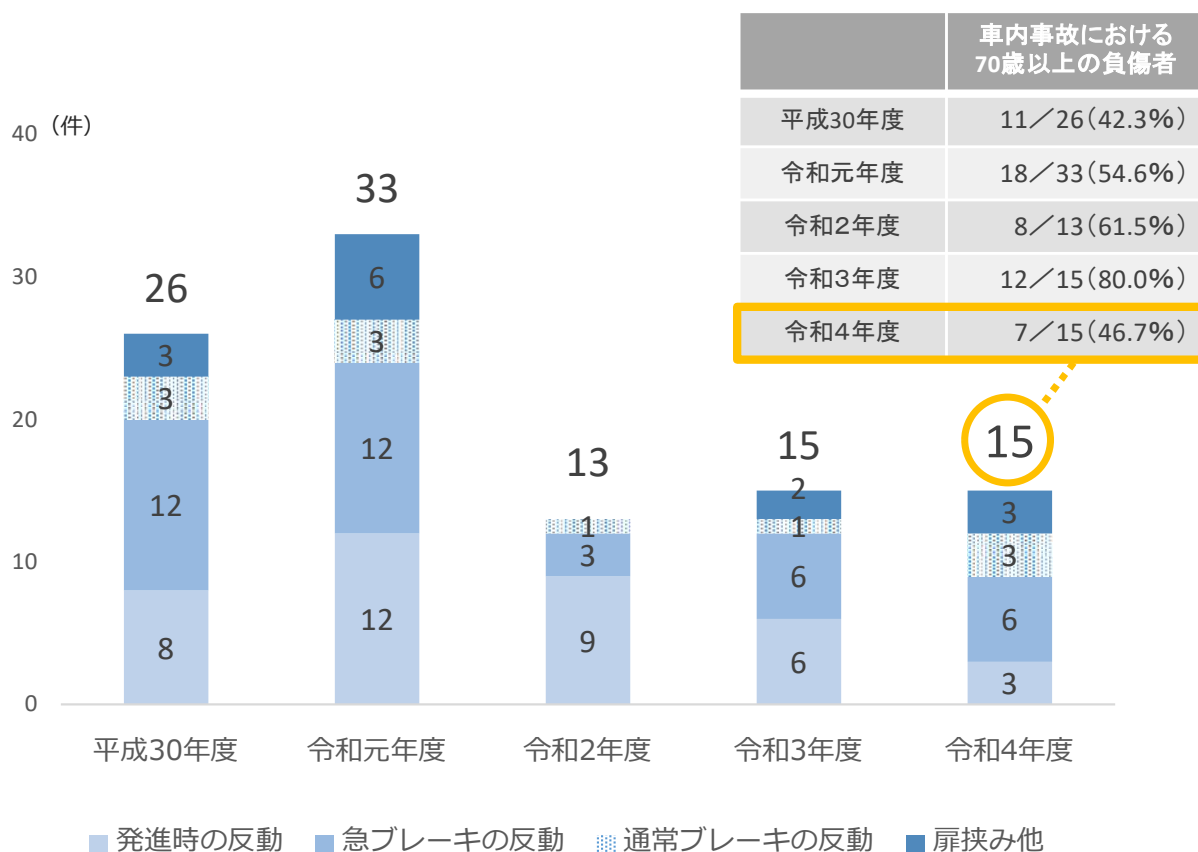
4-③ 車内事故発生状況の推移

車内事故については、発進時の車内事故の撲滅を重点的に取り組んできた結果、発進反動による転倒事故が着実に減少しています。

しかし、車内事故全体で高齢のお客様にお怪我を負わせるケースが依然多いことも踏まえ、引き続き、車内のお客様の動静確認や注意喚起を徹底し、車内事故を減らしていけるよう取り組んでいきます。

(単位 件)

	発進時の反動	急ブレーキの反動	通常ブレーキの反動	扉挟み他	合計
平成30年度	8	12	3	3	26
令和元年度	12	12	3	6	33
令和2年度	9	3	1	0	13
令和3年度	6	6	1	2	15
令和4年度	3	6	3	3	15



4-④ 直営・委託先営業所別の有責事故発生状況

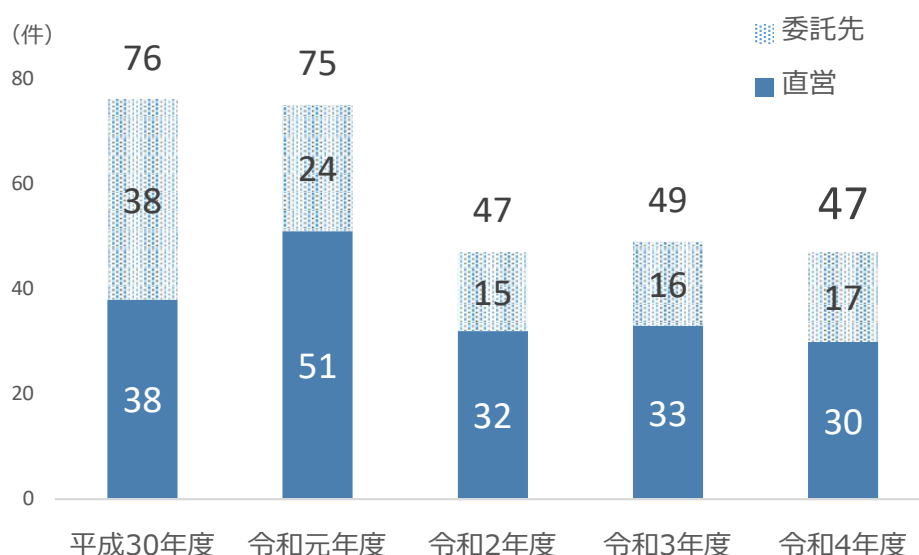
直営と委託先営業所では担当している運行経路が異なりますが、令和4年度の有責事故について、直営が30件、委託先が17件となり、それぞれ令和3年度とほぼ同水準となりました。

また、直営の30件の事故発生者の中で、過去5年以内に事故を発生させたことのある運転士が7割（73.3%）ありました。

(単位 件)

	直 営	委託先	合 計
平成30年度	38 (50.0%)	38 (50.0%)	76
令和元年度	51 (68.0%)	24 (32.0%)	75
令和2年度	32 (68.1%)	15 (31.9%)	47
令和3年度	33 (67.3%)	16 (32.7%)	49
令和4年度	30 (63.8%)	17 (36.2%)	47

過去5年以内に事故を
起こしている運転士
22/30 (73.3%)



5 輸送の安全のために講じた措置

◆令和4年度の安全マネジメントに伴う取組結果表

令和4年度は、すべてのお客様に信頼される安全の追求に向け、6つの安全施策及びその細目である22の実施計画に取り組みました。

安全重点施策	実施計画	実施状況
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底		
1	法令遵守と基本動作の徹底	○
2	安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知	○
3	厳正な点呼の実施	○
4	ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進 【充実】	○
5	走行危険箇所の確認と見直し	○
6	運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施	○
7	添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査	○
②輸送の安全に関する内部監査の実施		
8	内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施	○
9	「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施	○
10	新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の発生に備えた対応 【新規】	○
11	警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施	○
③輸送の安全に関する情報の共有と活用		
12	事故防止対策検討ワーキングの開催	○
13	事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化	○
14	全市バス安全運行推進会議、各種会議体の開催	○
④輸送の安全に関する教育及び研修の実施		
15	運転士に対する指導・研修の実施 【充実】	○
16	運行管理者に対する研修の実施	○
17	安全意識向上ミーティングの開催	○
18	高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施	○
⑤事故防止のための啓発活動の推進		
19	関係機関と連携した啓発活動の実施	○
20	事故防止に向けた対策と啓発の実施 【充実】	○
21	高齢者に対する啓発の実施	○
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備		
22	車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催	○

(実施状況について) ○：実施済 △：一部未実施 ×：未実施

◆主な取組内容

ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進

(実施計画4)

ドライブレコーダー機器の更新

令和4年度は、前年度に更新した500両に続き、301両（委託先）のドライブレコーダーの機器更新を行い、全ての車両の更新作業が完了しました。

今回の更新に合わせ、車内のバックモニターに車両の左後方の映像が映るよう仕様を追加し、乗車されるお客様、特に夜間時の動向確認をしやすくすることで、乗車扉開閉時の事故防止に役立てていくこととしました。

また、事故発生時の記録映像のみならず、ファインプレー事案に遭遇した状況も収集し、事故の再発防止に向けた研修教材として活用しています。

ドライブレコーダーの更新作業中、運転士が自身の運転に係る数値を客観的に確認することができる運転日報システムの利用を休止していましたが、更新作業の完了に伴い、同システムの利用を再開し、走行速度やエンジンの回転数、加速度等の運行データを把握させ、安全意識の向上やエコドライブの推進に取り組みました。



1両当たり7台分のカメラ映像



ドライブレコーダー映像を活用した研修会の様子



バックモニターに左後方の映像を映すことが可能に

非乗務員（元運転士）に対する乗務訓練の実施

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大時に複数の営業所でバスの運行を維持するのに必要な運転士の確保が困難になった場合の対策として、元運転士である非乗務員を対象とした安全運転訓練車を活用した乗務訓練を実施しました。

（27名受講）

その後、同年度の新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの運転士が休んだ際には、他営業所からの運転士の応援派遣に加え、乗務訓練を行った非乗務員を運転士として派遣し、運行を確保することができました。

非乗務員を運転士として乗務させることは、新型コロナウイルス感染症の再拡大時や自然災害発生時、また、緊急時における対応には有効な対策であり、引き続き研修所と情報共有しながら乗務訓練を実施していきます。

また、本取組により、非乗務員が運転操作の基本動作や安全確認を改めて見返すことで、運転士に対するより有効な指導・助言を行うことができるという効果も生まれており、将来的な職員全体の安全意識の底上げにつながっていきます。



安全運転訓練車の外観



安全運転訓練車の運転の様子

<地震訓練>

10月29日に行われた京都市総合防災訓練において、巨大地震の発生により、運行中のバス車両が被災し、前後乗降口が瓦礫で塞がれ、車内に乗客が閉じ込められるとともに、運転士が怪我を負ったという想定 of 災害訓練を実施しました。

<火災訓練>

昨今、鉄道やバスの車内で放火や薬物を撒くといった凶悪事件が発生していることを受けて、このような事件が発生した際の安全確保を目的に、右京消防署、右京警察署、交通局による合同訓練を、1月30日に梅津営業所にて実施しました。



京都市総合防災訓練の様子



梅津営業所での訓練の様子



出火した車両への放水消火活動の様子

経験の浅い運転士への指導教育の徹底

令和4年度は、各営業所と研修所が連携して、概ね入局2年程度の運転経験が浅い運転士を対象に添乗調査を行い、各運転士が自ら設定した事故防止の目標が継続して実践できているかを確認し、あわせて面談指導することにより、安全意識の更なる向上に取り組みました。

(令和4年度49名終了)

●経験年数2年程度の運転士事故件数(直営)

	令和3年度	令和4年度
件数	11件 上期1件 下期10件	8件 上期8件 下期0件
全事故件数 (直営)に 占める割合	33.3% (11/33)	26.7% (8/30)

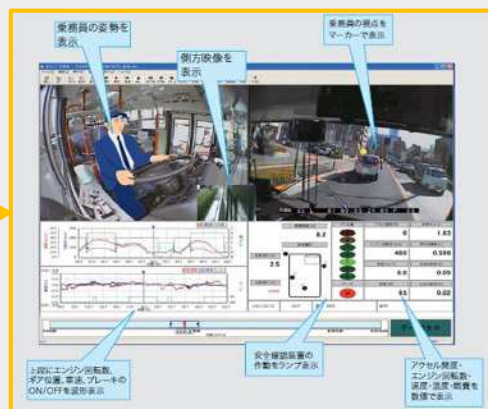
入局2年程度の運転士について、令和4年度当初から面談指導等の取組を始めた結果、下半期は事故を0件に抑えることができています。

安全運転訓練車を活用した研修の対象を拡大

運転士の視点や車間距離、乗り心地等について計測ができる安全運転訓練車を活用した研修(セーフティーサポート研修)を、事故惹起者等から全運転士に対象を拡大し、車内事故防止と安全空間確保による接触事故防止を徹底しました。(146名が受講)



専任教官がアドバイスしている様子



PC画面 イメージ画像

路線バスの停留所発進時におけるマナー啓発の実施 (道路交通法第31条の2)

停留所からの発進時に乗用車と接触する事故や、接触を避けようと急ブレーキをかけることでお客様が車内で転倒される事故が未だに無くないことを受けて、事故防止はバス運転士の注意はもちろんのこと、周囲の車両の協力も必要であることから、道路交通法第31条の2で定められている「バス停に停止している路線バスが発進の合図を出したときは、それを妨げてはいけない」ことを周知するためポスターを作成し、警察、京都府バス協会と協力して、啓発に努めました。



道路交通法 第31条の2（乗合自動車の発進の保護）

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合には、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

6 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制が適切に機能しているか、また、各種取組が効果的に機能しているかを確認するため、総務課長をはじめとする内部監査員が、管理者、安全統括管理者、企画総務部長等の経営管理部門及び現業実施部門に対して、改善箇所や方法について助言する内部監査を実施しました。

◆経営管理部門 監査結果

令和4年8月10日実施

監査項目	監査結果
安全方針が設定され全職員に周知されているか。また、経営トップと現場のコミュニケーションが適切に図られているか。	部長会、所長会、副所長会、部課長会、全市バス安全運行推進会議、各営業所における事故防止対策検討ワーキング、事故防止重点研修などを通じて、新たに就任された管理者から安全統括管理者等の幹部職員、さらに現場の全職員へと、安全を最優先とする経営トップの考えを周知するとともに、より効果的で安全に対する機運を高めるものとなるよう取り組まれていることを確認しました。
法令等を遵守した業務が行われているか。また、業務の記録や引継ぎが適切に行われているか。	安全管理規程の策定及び改定、運行管理者の選解任の届出、路線の新設・変更の届出等、安全運行のために必要な業務について、法令等を遵守して適切に行われていることを確認しました。
輸送の安全に関する重点施策が適格性と有効性の面で遂行されているか。	安全重点施策に基づき作成された令和3年度の運輸安全マネジメントの取組計画が着実に実行され、また、令和4年度からは、経験の浅い運転士への個別添乗・面談による指導教育の徹底、クラスター対策を見据えた非乗務員の定期乗務訓練など、令和3年度の実施結果を踏まえた充実が図られており、より効果的な取り組みとなるよう工夫されていることを確認しました。



◆現業実施部門 監査結果

※ 監査結果から抜粋

直営 九条営業所 令和4年8月16日実施

営業所長・副所長・運行管理者・庶務係長へのインタビューにより、各々が自分の立場・役割を認識して事故防止に向け連携して取り組まれていることを確認しました。

昨年度に九条営業所で発生した重大事故を受け、点呼や立地啓発の強化等を通じて全職員周知徹底し、職員の安全意識向上を図られたことを確認しました。残念ながら4月にも同様の形態の事故が発生していますが、これを受け、掲示物や一人一人への伝え方など、更に日々工夫しながら取り組まれていることについて評価します。引き続き、更なる事故削減に向け、不断の努力を期待します。

新型コロナウイルス感染症が未だ収束しない中、日頃から個々人への感染防止の指導、健康管理等に取り組まれていることや、感染拡大の局面にあっても、本局や他の営業所と連携しながら市バス運行の維持に取り組まれていることを確認しました。

3月末の本所・分所統合で事務所が新しい体制になり、個々の個性を生かしながら足並みを揃えた営業所運営に苦心されていることが窺えました。

今後とも庶務ラインも含めた連携を更に深め、円滑な営業所運営と非乗務員の質の向上につなげられるよう期待します。



委託 梅津ＪＲ出張所 令和4年8月10日実施

営業所長・副所長・運行管理者へのインタビューを通して、貴社内において、本社・営業所が一体となって輸送の安全向上に尽力されるとともに、交通局との情報連携について事務所内でしっかりと共有されていることについて評価します。

特に、この間外部監査では他営業所と比べて苦情が多いとの指摘も受けたところですが、これを受け、本社での添乗指導、営業所独自の小人数のグループワーク等、社内が連携して運転士の質の向上に取り組まれていることを確認しました。また、経験の浅い乗務員の教育に腐心されるとともに、ドライブレコーダー映像を活用して個々人に考えさせる掲示物を工夫するなど、事故防止の徹底に取り組まれていることも確認しました。引き続き、一件でも事故・苦情が削減できるよう粘り強く取り組まれることを期待します。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、状況に応じて非乗務員も運転して運行を確保されるとともに、災害時の対応や日頃の乗務員指導においても、本社、交通局本局、直営梅津営業所と緊密に連携して取り組まれていることを確認しました。

引き続き、営業所内、また関係各所との連携を一層強化して、業務に当たられることを期待します。



7 令和5年度の輸送の安全に関する計画

◆はじめに

本市バス事業においては、輸送の安全は交通事業者の最大の責務であるとの認識の下、“事故を絶対に起こさない”という安全文化の構築を目指し、安全対策を進めています。

◆安全目標について

令和5年度 安全目標

重大事故 0 件

有責事故 走行距離10万km当たり

令和4年度の結果値 0.158 件 を下回る

令和5年度は、コロナ禍からの回復によって観光客が増加する影響を念頭に置き、上記の安全目標のとおり、重大事故の撲滅はもとより有責事故の削減を目指し、有効な取組を実施するため、6つの安全重点施策とその細目である22の実施計画で、輸送の安全に努めていきます。

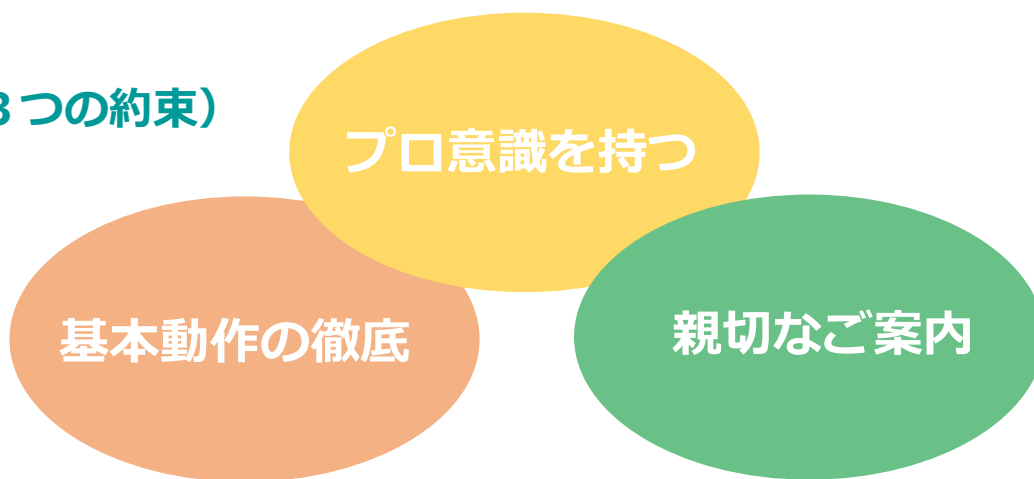
◆ 安全スローガンと事故防止通年目標の設定

令和5年度 安全スローガンと3つの約束

令和5年度については、「安全スローガン」と「3つの約束」を継続して掲げ、車内転倒事故はもとより、増加傾向にある扉事故の削減、並びに運行中の安全確認の徹底に取り組んでいく。

お客様第一、安全運行の徹底！

(3つの約束)



令和5年度 事故防止通年目標

車内事故やあらゆる事故に対し、予見予測による危険察知能力を高め事故を未然に防ぐことを目的とし、事故防止通年目標を「危険を見つける力を養おう！」に設定しました。

危険を見つける力を養おう！

8 輸送の安全のために講じようとする措置

◆令和5年度運輸安全マネジメントに伴う取組計画表

令和5年度は、更なる安全の徹底に向け、6つの安全重点施策及びその細目である22の実施計画に取り組みます。

安全重点施策	実施計画
①輸送の安全確保に関する法令遵守と基本動作の徹底	1 法令遵守と基本動作の徹底 【充実】
	2 安全スローガン、事故防止通年目標及び各営業所ごとの年度目標設定・周知
	3 厳正な点呼の実施
	4 ドライブレコーダーを活用した安全運行の推進
	5 走行危険箇所の確認と見直し 【充実】
	6 運転士全員に対する個人面談及びアンケートの実施
	7 添乗調査及び主要停留所、終点停留所等における運転操作の立地調査
②輸送の安全に関する必要な是正又は予防措置の実施	8 内部監査の実施及び必要な是正又は予防措置の実施
	9 「輸送の安全の確保」に必要なマニュアルの点検と見直しの実施
	10 新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の発生に備えた対応
	11 警察、消防等、関係機関と連携した訓練の実施
③輸送の安全に 関する情報の共有と活用	12 事故防止対策検討ワーキングの開催
	13 事故の分析と活用及びファインプレー情報の収集強化
	14 全市バス安全運行推進会議等、各種会議体の開催
④輸送の安全に 関する教育及び 研修の実施	15 運転士に対する指導・研修の実施 【新規・充実】
	16 運行管理者に対する研修の実施
	17 安全意識向上ミーティングの開催
	18 高齢者の方や障害のある方への接遇・介助力の向上に向けた研修の実施
⑤事故防止のための啓発活動の推進	19 関係機関と連携した啓発活動の実施
	20 事故防止に向けた対策と啓発の実施 【充実】
	21 高齢者に対する啓発の実施
⑥輸送の安全を確保するためのバス車両等の整備	22 車両整備に関する監査、指導の実施及び整備担当者会議の開催

◆主な取組内容

法令順守と基本動作の徹底

(実施計画 1)

イエローストップの徹底

<問題となった事案>

令和5年3月30日(木)9号系統(西賀茂営業所)が堀川御池南行交差点付近にて、運転士が交差点を信号末期で進入し、停車していた前車に前方の安全確認不足により追突し、多数の方に負傷を負わせる事故を発生させました。

<再発防止策>

事故原因が信号末期進入によるものであるから全運転士に対し、イエローストップを徹底させ、安全意識の向上を図ります。

項目	取組内容
全運転士に事案の周知と確実な車内点検の実施を厳命	事案発生後すぐに、全運転士に対し、当該事案の周知と確実な車内点検を徹底させるよう、全営業所に指示しました。 事案発生翌日の3月31日(金)には、委託先営業所を含む全営業所の緊急全市バス安全運行推進会議を開催し、事案のドライブレコーダー映像を視聴して情報共有を図るとともに、全運転士にイエローストップを徹底させるよう指示しました。
役付職員による添乗調査及び立地調査によるイエローストップの実施状況の確認	添乗調査に、新たに運行するバスが信号末期進入していないかどうか調査項目を追加しました。 また、交差点付近についても立地調査を実施し、信号末期進入がないか確認しました。
事故防止対策検討ワーキングの開催	本局職員と各営業所の運転士が参加する「事故防止対策検討ワーキング」を開催し、ドライブレコーダー映像をもとに本事案の重大性を共有するとともに、運転士に対しイエローストップを徹底するよう、周知徹底を図りました。
「イエローストップの徹底」強化月間の実施	5月を事故防止重点目標に「イエローストップの徹底」を取り上げる等、強化月間とし、始業点呼時に全運転士に「イエローストップの徹底」の徹底を確認させ、意識の向上を図りました。



5月の事故防止月間目標啓発ポスター



「イエローストップの徹底」啓発ポスター

確実な車内点検の実施

<事案内容>

令和5年5月26日（金）に発生した市バス衣笠操車場において、運転士の車内点検の確認不足により約10分間、お客様を車内に閉じ込めるといった事案を発生させてしまいました。

<再発防止策>

今後、こうした事案を絶対に発生させないという強い決意の下、全運転士が緊張感をもって確実に業務を遂行していくよう、再発防止の取組を進めてまいります。

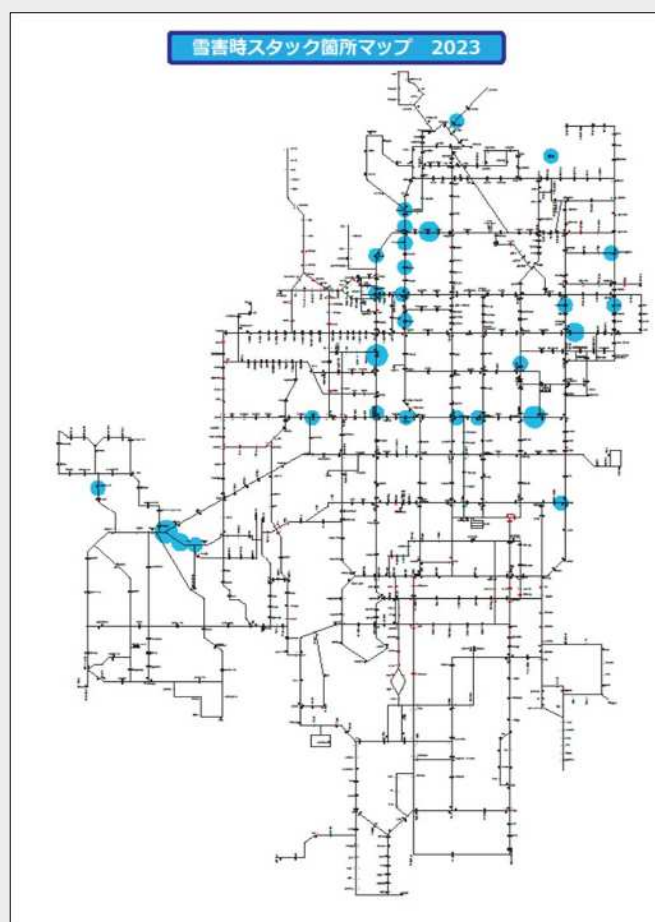
再発防止策	取組内容
全運転士に事案の周知と確実な車内点検の実施を厳命	事案発生後すぐに、全運転士に対し、当該事案の周知と確実な車内点検を徹底させるよう、全営業所に指示しました。 事案発生翌日の5月27日(土)には、全営業所の緊急所長会を開催し、事案のドライブレコーダー映像を視聴し、運転士が座席の一つ一つをしっかりと確認しなければ同様の事案が発生することを確認し、再発防止を指示しました。
営業所職員による入庫車両の点検	各営業所・操車場において、入庫車両について車内点検の実施状況を営業所職員が確認することとしました。
全車両への一斉無線による注意喚起	運転中の全運転士に対し、注意喚起のため、車内点検の確実な実施を求める一斉無線を毎日送信することとしました。
終点バス停・操車場における立地調査の強化	終点バス停において営業所職員、本局職員が運転士の車内点検の実施状況を確認している立地調査について、調査箇所をこれまで実施していた10か所から20か所に増やし、調査体制を強化しました。
ドライブレコーダー映像による車内点検の実施状況の確認及び指導	ドライブレコーダー映像により、全運転士の車内点検の実施状況を確認することとし、改善が必要な運転士に対しては、注意・指導を行います。
所属研修等における車内点検の重要性の再確認	事案発生後すぐに、全運転士に対して事案内容と再発防止について点呼時などに周知徹底しました。加えて、営業所職員や運転士を対象とした所属研修において、車内点検の重要性や点検時の目線の配り方など、具体的な手法について教育を行い、車内点検の重要性を再確認させてまいります。

雪害ハザードマップの更新と積雪時の走行の教育

令和5年1月、10年に一度と言われる大寒波が到来し、市内の各所で積雪や路面凍結によるスリップ事故やスタックする車両が多く見うけられましたが、市バスでは、何とか運行を維持することができました。

今回の大寒波においては、急激な降雪、気温の低下によりアイスバーンが市内各所で発生し、例年の積雪時に重点的に融雪剤を散布する注意箇所とは異なる箇所で路面が凍結するケースがありました。

これまでも雪害ハザードマップを作成し、運転士に指導・啓発を行ってきましたが、今回発生した事故やスタックの箇所を雪害ハザードマップに新たに追記し、最新の情報を周知することで、今後の積雪時の安全運行に努めていきます。



雪害時スタック箇所マップ

事故惹起者への指導教育の徹底

令和4年度に発生した直営の事故件数30件のうち、22件（73.3%）が過去5年以内に事故を発生させた運転士の再発によるものでした。

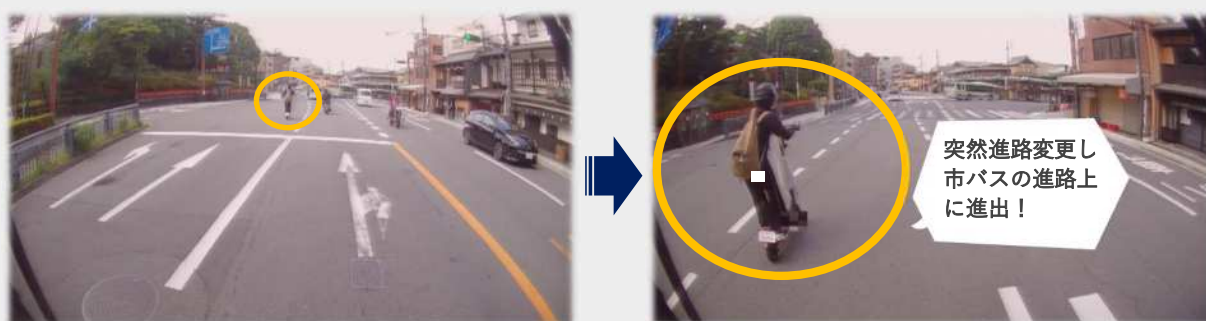
これまでから事故発生者に対しては、各営業所内で副所長や運行管理者による研修等を行っていますが、事故を再発させる運転士を減らしていくことが大きな課題と考えています。

そのため、事故を発生させた運転士に対する研修の中で、当該事故に限らず、これまでに発生させた事故も含めて振り返りを行うとともに、カウンセリングを十分に行って自身の運転傾向などを認識させ、高い安全意識を継続して持ち続けていくことができるよう指導していきます。

外部機関を活用した事故防止重点研修の実施

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）から外部講師を迎え、直営の全運転士を対象に年1回実施している事故防止重点研修を行います。

令和5年度に実施する事故防止重点研修では、ドライブレコーダー映像を活用した事故事例の検証に加え、令和5年7月から道路交通法の改正により、16歳以上であれば免許およびヘルメットなし（努力義務）で乗車できる電動キックボードの車道走行とその危険性について学習し、事故の防止に繋がっていきます。



電動キックボードのドライブレコーダー映像

扉事故の撲滅、歩行者接触の削減に向けた指導教育

扉事故については、令和3年度5月に発生させて以降、再発防止に尽力してきたにもかかわらず、令和4年度にも発生させてしまいました。

扉事故は、運転士がひとつひとつの安全確認動作をすれば、必ず防げる事故です。

また、令和3年度には発生していなかった歩行者との接触事故が、令和4年度2件発生しました。2件とも歩行者のケガは軽傷でしたが、一步間違えば重大事故になっていた可能性があり、重く受け止めています。

これらの事故を受け、令和5年度は、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による事故防止重点研修や各営業所の所属研修等において、扉操作時をはじめ、ひとつひとつの安全確認動作の重要性について、改めて理解させることで、事故防止を徹底します。



扉事故の発生事例



事故防止重点研修の様子

自転車の歩道からの飛び出し注意 啓発の実施

バスと同進路の自転車が後方確認せずに歩道から車道へ出てきてバスと接触する事故は、未だに発生しています。

これまでから運転士には、再三にわたり、自転車の動向について予見予測を徹底するよう注意・指導していますが、引き続き予見予測の重要性を周知していきます。

一方、事故を削減するためには、自転車等の利用者の理解を高めることも必要不可欠です。

令和5年度から電動キックボードの規制緩和に加え、無謀な運転をしている自転車との事故を防止するため、「進路変更時には後方確認義務がある」交通ルールを周知するため、警察等と協力して、啓発に努めていきます。



自転車が後方確認することなく、車道に飛び出しバスと接触する事故が依然、一定数発生している。



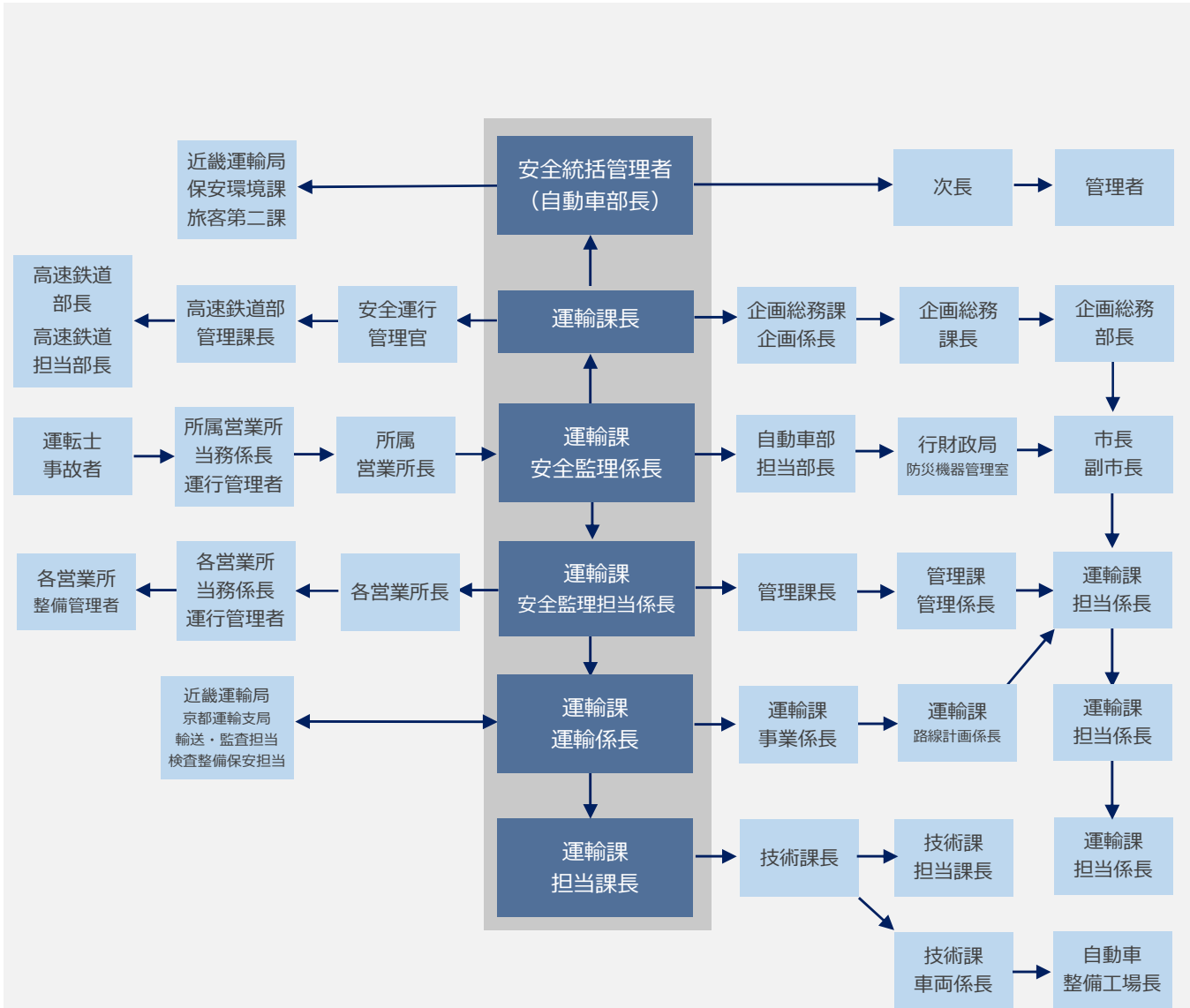
9 輸送の安全のための予算

◆令和5年度予算

項目	予算額
研修・講習など安全運転推進費用	31,108千円
施設・車両安全対策費用 車体更新、保守点検、設備保守点検修理、 誘導・警備・警戒等	303,960千円
合 計	335,068千円

10 事故、災害等に関する報告連絡体制

◆緊急時の連絡体制

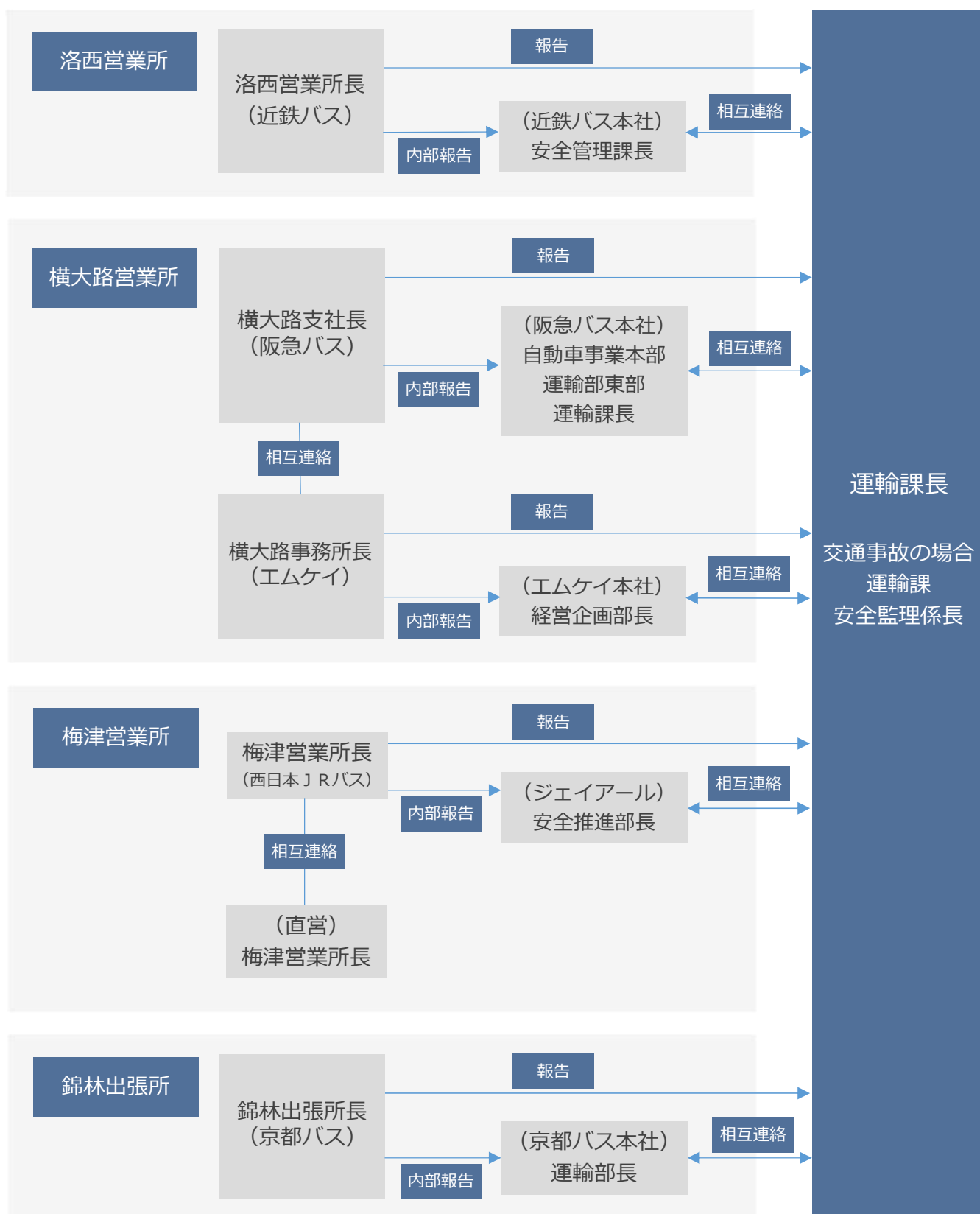


直 営 営業所
西 賀 茂
烏 丸
九 条
梅 津

委託先 営業所	委託先 会 社
錦 林	京都バス
梅 津	西日本 JRバス
洛 西	近鉄バス
横大路	阪急バス
	エムケイ

※ 警察への連絡・通報は、事件及び事故が発生した部署から速やかに行い、その後、自動車部運輸課に報告。
警察、発生部署、運輸課で緊密な連絡協調体制を確立する。

◆緊急時の連絡体制（管理の受委託実施営業所）



11 安全管理規程

「京都市乗合自動車安全管理規程」

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等(第3条～第6条)
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制(第7条～第10条)
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法(第11条～第18条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、京都市乗合自動車運送事業(法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下「自動車運送事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条** 京都市公営企業管理者交通局長(以下「局長」という。)は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、自動車運送事業において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する意見等に真摯に耳を傾けるなど自動車運送事業の状況を十分に踏まえつつ、企画総務部及び自動車部に所属する職員(以下「職員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。
- 3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条** 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及びこの規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する支出を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

- 第7条** 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 局長、次長、企画総務部長、自動車部長等(以下「局長等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、及び体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行わなければならない。

(組織)

第8条 局長は、次の各号に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために自動車運送事業を統括する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 自動車部運輸課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長(出張所をおいた場合は、出張所長を含む。以下同じ。)を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、自動車部運輸課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所属内の各係を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者に事故があるときや重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす局長等の中から選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全に関する運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全に関する整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 局は、組織体制における意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、直ちに適切な措置を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は京都府交通局危機管理計画に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等及び局内の必要な部等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに局長等に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、次の各号に掲げる内容について、毎年度、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 局は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、及び局長等に報告した是正措置等を記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

【輸送の安全にかかわる情報の公表】

旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項関係)

- ① 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項とします。
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - ・事故に関する統計
 - ② 安全管理規定等の届出が義務付けられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項とします。
 - ・安全管理規程
 - ・輸送の安全のため講じた措置及び講じようとする措置
 - ・輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
 - ・輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
 - ・輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - ・安全統括管理者に係る情報
- (一般貸切旅客自動車運送事業者については、下記二項目を追加で公表すべき事項とします。)
- ・事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - ・事業用自動車に係る情報
- ③ 一般貸切旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣に対し、上記①及び②に掲げる事項について、電磁的方法により報告を行うものとします。



京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau